平成２７年（フ）第１３号
沖縄県那覇市寄宮３丁目２番26―302号　善隣アパート
破産者　上里　光俊
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８号
北海道夕張市沼ノ沢826番地の64
破産者　石川　雅人
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市沼ノ端中央６丁目１番35―404号
破産者　松村　　修
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６０９号
宮城県大崎市三本木新町１丁目11番12号
破産者　今野　裕一
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
茨城県ひたちなか市平磯町1001番地
破産者　磯崎　順三
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７６号
茨城県水戸市大塚町1907番地　大塚公園マンションⅡ309号
破産者　山口　丈彦
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４７号
埼玉県川越市大字笠幡128番地３　サンモールＮⅡ201号室
破産者　高村　福寿
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地　メゾンヒラマツ203、開始決定時の住所神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地
破産者　渡戸　光久
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第８６号
山梨県甲府市大里町3717番地２
破産者　片野　和男
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
山梨県甲府市新田町２番29号
破産者　三井　五郎
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
山梨県甲府市蓬沢町1237番地５
破産者　今井　功明
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
愛知県稲沢市平和町下起中69番地１　ｐｅａｃｅ　ｔｏｗｎ恒川203
破産者　中村　秀彦
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３５号
大津市滋賀里四丁目８番28号　メゾン蓮池202、営業所住所大津市錦織３丁目15―31
破産者　中甚商店こと　中居　　一
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５号
京都市南区吉祥院大河原町33番地　パデシオン西京極310号
破産者　曽根　真彦
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
京都市山科区小山御坊ノ内町34番地14、前住所大阪府豊中市桜の町１丁目５番13―401号
破産者　玉井　宏美（旧姓石川）
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
大津市勧学１丁目13番８号　ＴｈｒｅｅＨｅｉｍ202号
破産者　鎌田　康彦
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目３番８号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番６―602号
破産者　小林　広宣
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
兵庫県丹波市山南町奥243番地１、開始決定時の住所兵庫県丹波市山南町奥300番地
破産者　笹倉　安子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
愛媛県南宇和郡愛南町中川290番地１　Ｓ―ｆｌａｔ　Ａ棟１号
破産者　安川　英樹
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部